

川内村地域情報発信事業業務委託仕様書

1 業 務 名

川内村地域情報発信事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、「村の今」や「食（特産品等）の安全性」を多くの人々に正確に発信し、原発事故により今なお放射能の影響が残っているイメージを払拭するとともに、「村の新たな取り組み」や「村で暮らしている人々のいきいきとした姿」を発信することにより本村の魅力向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容

（1）イベントの企画・開催

① トークイベントと試食会の開催

川内村のふるさと大使である横田龍儀氏に加え、村の特産品の生産者を招き、川内村の特産品を用いたメニューの試食会とトークイベントを首都圏において開催する。

② 物産展・特産品販売

本村の観光資源を紹介し、村に来てもらうための宣伝や食（特産品等）の安全性を広く発信するため、首都圏において特産品、特産品を使用したメニューの販売を行う。

（2）情報発信

① 新聞広告・フリーペーパー広告

本村の観光資源の魅力や食（特産品等）の安全性を広く情報発信するため、開催したイベントの様子を紙媒体で掲載する。

（1回）

② WEB 広告

紙媒体による広告と同様に、本村の観光資源の魅力や食（特産品等）の安全性を広く情報発信するため、また開催するイベントを宣伝するため、SNS 等の WEB 媒体を活用した広告を一定期間掲載する。

③ アンケート調査

アンケート調査を実施し、自治体の認知度を調査する。

5 成果品

事業完了後、速やかに業務完了報告書を提出するものとする。なお、業務完了報告書には、掲載した広告や特産品販売・トークイベント、試食会実施における結果等の成果物を含め、紙媒体及び電子媒体により提出するものとする。

6 その他

- ① 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、川内村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年川内村条例第10号）の規定を遵守しなければならない。
- ② 本業務による成果品（業務完了報告書）の著作権は川内村に帰属するものとする。
- ③ 本仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。